

改正案	現行
<p>(入校の許可)</p> <p>第五条 徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例（昭和四十四年徳島県条例第四十八号。以下「条例」という。）第二条の二の規定による職業能力開発校への入校の許可（以下「入校の許可」という。）は、次の各号に掲げる訓練科の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、第七条第一項の入校試験の結果に基づいて行うものとする。ただし、設備施工科、在職者訓練及び第三条第二項の規定により校長が定める訓練科に係る入校の許可については、その都度校長が定める要件を具備する者に対し、選考により行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>二 <u>前号</u> に掲げる訓練科以外の訓練科 学校教育法第一条に規定する中学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは同条に規定する中等教育学校の前期課程を修了した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者</p>	<p>(入校の許可)</p> <p>第五条 徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例（昭和四十四年徳島県条例第四十八号。以下「条例」という。）第二条の二の規定による職業能力開発校への入校の許可（以下「入校の許可」という。）は、次の各号に掲げる訓練科の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、第七条第一項の入校試験の結果に基づいて行うものとする。ただし、設備施工科、在職者訓練及び第三条第二項の規定により校長が定める訓練科に係る入校の許可については、その都度校長が定める要件を具備する者に対し、選考により行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>理容科及び美容科</u> 学校教育法第一条に規定する中学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは同条に規定する中等教育学校の前期課程を修了した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であつて、かつ、入校する年度の前年度の三月三十一日において三十六歳に達していない者</p> <p>三 <u>前二号</u> に掲げる訓練科以外の訓練科 学校教育法第一条に規定する中学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは同条に規定する中等教育学校の前期課程を修了した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者</p>